

平成28年度再資源化等業務に関する事業報告書  
(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

公益財団法人自動車リサイクル促進センター(以下「本財団」という。)は、循環型社会の構築に向け、自動車リサイクルの一層の推進を通じて、公益財団法人として社会に貢献することが使命であり、資源の有効な利用の向上及び環境の保全に資するため、自動車等のリサイクル及び適正処理の促進に関する事業を行っている。

## I 要旨

本財団は、平成15年6月24日に使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)第105条に規定する指定再資源化機関に指定されており、法第106条に規定する再資源化等業務を実施することとしている。

指定再資源化機関としてその使命を実現するため、中期的には定常的な業務の効率化を図るとともに、平成27年9月に産業構造審議会産業技術環境部科会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルワーキンググループ及び中央環境審議会循環型社会部会自動車リサイクル専門委員会合同会議にて取りまとめられた「自動車リサイクル制度の評価・検討に関する報告書」(以下「報告書」という。)において提言された各種課題の内、地方公共団体等が抱える課題への解決支援・対応を重点的に実施した。

## II 事業内容

平成28年度に再資源化等業務に関する事業として本財団が実施した主要なものは以下のとおりである。

### 1. 特定自動車製造業者等からの委託による特定再資源化等物品の再資源化等業務(1号業務)

本業務では、特定自動車製造業者等(年間製造・輸入台数が1万台以下の自動車製造業者、以下「1号事業者」という。)32社との再資源化等契約に基づき、特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を実施した。

平成28年度は、特定再資源化等物品の総処理台数で39,000台分、1.6億円の委託料金収入を収受した。

なお、平成28年度の品目ごとの内訳は下表のとおり。

品目	台数	委託料金収入
フロン類	12,865台	3,290千円
エアバッグ類	12,613台	29,033千円
ASR	13,522台	105,553千円
事務取扱手数料		23,682千円
合計	39,000台	161,558千円

本業務においては、再資源化等料金等の情報公表に係る支援を継続するとともに、新たな1号事業者の委託契約解除を想定し、委託料金収入における台数変動等の影響を分析のうえ、適正な委託料金額を設定した。

また、1号事業者に対しきめ細やかな支援および迅速な対応に取り組んだ結果、支援状況に関する満足度調査において、当初目標とした80%を上回る88%の評価を得ることができた。

## 2. 義務者不存在車等に係る特定再資源化等物品の再資源化等業務(2号業務)

本業務では、義務者不存在車等(並行輸入車、メーカーまたは輸入業者が倒産、撤退、廃業した車でメーカーが確定できない自動車)に係る特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を実施した。

平成28年度は、特定再資源化等物品の総処理台数で14,874台分、1.3億円の再資源化料金等受入収入を収受した。

なお、平成28年度の品目ごとの内訳は下表のとおり。

品目	台数	再資源化料金等受入収入
フロン類	3,836台	8,752千円
エアバッグ類	3,638台	14,783千円
ASR	7,400台	109,101千円
合計	14,874台	132,635千円

本業務においては、並行輸入業者等からの再資源化料金等に関する問い合わせに対応した。

## 3. 離島対策支援事業(3号業務)

本業務では、引取業者への使用済自動車等の引渡しに支障が生じている離島の地域の125市町村に対し、運搬その他の支障を除去するための措置に要する費用に充てるための資金の出えんその他の協力を行った。

平成28年度は、特定再資源化預託金等1.5億円の出えんを受け、85市町村に対し、21,873台分、1億円の出えんを行った。

また、本業務においては、その他の協力事項として以下を実施した。

- (1) 支援事業の安定的な実施のため、出えん実績等の分析により解体業者等における長期保管など21市町村の個別課題を特定し、解消を支援した。
- (2) ポスター・チラシ等の周知ツールを、要望のあった37市町村に配付し、市町村が実施する当該事業に係る理解普及活動への協力を行った。
- (3) 事業の活用実績がない小規模離島において事業の活用を促進するべく、事業ニーズを確認のうえ、自治会等と連携して住民向け説明等認知度向上策を講じた。
- (4) 市町村における出えん申請事務の精度を維持するため、22市町村を抽出し、申請車台に関する証憑について確認を実施し、適正に申請事務等が実施されていることを確認した。

また、15市町村においては、市町村訪問時に保管されている証憑等について、サンプル確認を実施し、市町村において適正に事業が実施されていることを確認した。

以上の取組を推進した結果、事業は概ね安定して推移し、事業費予算執行率は、当初目標の85%に対し91%となった。

#### 4. 不法投棄等対策支援事業(4号業務)

本業務では、使用済自動車等が不適正に処分された場合において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第19条の7第1項又は第19条の8第1項の規定による支障の除去等の措置を講ずる地方公共団体に対し、資金の出えんその他の協力を行うこととしている。

平成28年度は、出えんを要請する地方公共団体がなく、出えん実績はなかったが、地方公共団体に対し、以下の支援活動を実施した。

- (1)不法投棄・不適正保管事案に関する地方公共団体の課題解決を支援するため、地方公共団体からの事業に関する問い合わせ等27件への対応や情報提供・助言等を実施した。
- (2)使用済自動車等に係る不法投棄・不適正保管事案の実態を把握するため、119地方公共団体を対象に調査を実施し、地方公共団体の不法投棄・不適正保管事案への対応状況や現状の課題について確認し、整理した。
- (3)100台以上の大規模な不適正保管5事案について、現地調査及び所管する地方公共団体と事案の解消に資する意見交換を実施し、情報の整理を行った。
- (4)100台未満の中小規模の不適正保管事案のうち4地方公共団体13事案については、平成29年度以降、地方公共団体自らが事案解消に向け地域ごとに対応策を講じることができるよう現地調査および意見交換を行った。
- (5)情報発信の在り方等に関する検討会、行政連絡会議等での地方公共団体の要望を踏まえ、期中に自治体担当者向けの理解活動を企画した。本年度は、平成29年度からの本格実施に向け、他法人と連携のうえ、愛知県にて自動車リサイクル担当者向けの研修会を試験的に実施した。
- (6)不法投棄等の未然防止策について、要望のあった8都道府県と協力して市町村廃棄物等担当者向けの説明会を開催し、使用済自動車の処理に関する理解促進を図った。平成29年度以降の市町村における使用済自動車等の不法投棄・不適正保管の実態の把握に加えて、路上放棄車の実態を把握するため、本取組を通じて306市町村との情報共有網を構築した。一方、当該説明会を開催した都道府県は一部に留まったため、平成29年度も本取組を継続し、市町村における課題の解消に寄与する。

#### 5. 地方公共団体が撤去した解体自動車等に係る引取・再資源化業務(5号業務)

本業務では、不法投棄等対策支援事業(4号業務)で対象となった地方公共団体が撤去した解体自動車又は特定再資源化等物品を引き取り、これらの再資源化

等に必要な行為を実施することとしている。

平成28年度は、出えんを要請する地方公共団体がなく、出えん実績はなかった。

一方、地方公共団体を対象にした会議等において本業務に関する周知を実施した。

#### 6. 不適正処分自動車の処理に係る引取・再資源化等業務(6号業務)

本業務では、地方公共団体その他の者の求めに応じ、引取り又は引渡しが適正に行われていない解体自動車又は特定再資源化等物品を引き取り、これらの再資源化等に必要な行為を実施することとしている。

平成28年度は、地方公共団体その他の者からの要請がなく、出えん実績はなかった。

一方、地方公共団体を対象にした会議等において本業務に関する周知を実施した。

#### 7. 大規模災害対応

東日本大震災における本財団による地方公共団体支援の対応を踏まえつつ、今後大規模災害時において発生が想定される番号不明被災自動車の円滑な処理に資する地方公共団体向け後方支援策について検討を開始した。

なお、平成28年度の3号及び4号業務に係る繰越金0.4億円は、法第109条に基づく再資源化等業務規程第18条第5項に基づき、次年度以降の法第106条第3号から第5号までに掲げる業務を実施する費用に充てる。

以上